

謝金規定

第1条（目的）

本規定は、当団体が外部の協力者または専門家（以下、「協力者」という）に対して業務または活動に貢献した対価として支払う謝金に関する基準を定め、公正かつ透明性を確保することを目的とする。

第2条（謝金の基準）

謝金の金額は、業務内容、活動内容、拘束時間、専門性、及び市場相場を考慮して決定する。

第3条（支払い方法）

謝金は、協力者の指定する銀行口座へ振り込むものとする。

第4条（所得税等の控除）

謝金の支払いに際しては、法令に基づき所得税等を控除する場合がある。

第5条（秘密保持義務）

協力者は、業務や活動において知り得た本団体の機密情報を、第三者に漏洩してはならない。

第6条（改定）

本規定の内容は、必要に応じて改定することができる。その場合は、速やかに関係者に通知する。

第7条

本規定は制定の日より之を実施する。

2023年11月3日

福井県あわら市中浜1-1
一般社団法人あわらテクノロジー協議会
代表理事 齋藤恭子